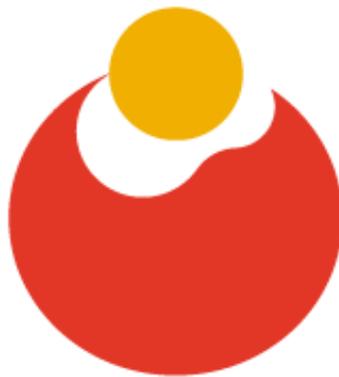


原子力災害に備えた 雲南市広域避難計画



令和4年6月

島根県雲南市

沿革

策定 平成25年2月

改訂 令和3年10月

改訂 令和4年6月

目次

1. 計画の位置づけ	1
2. 広域避難計画の策定に係る経過	4
3. 計画策定にあたっての基本方針	
4. 対象となる地域と避難先	5
(1) 避難対象地域	
(2) 避難先地域	6
5. 防護措置の考え方	7
(1) 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施	
(2) 屋内退避	8
(3) 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施	
6. 緊急事態発生時等の島根県からの連絡体制	9
7. 雲南市の体制	11
(1) 市の広報体制等	
(2) 広報のタイミング	
(3) 相談窓口の設置	12
(4) 情報連絡、住民広報手段の確保	
(5) 市の災害体制の設置基準	
(6) 警戒態勢及び災害体制の解除	13
(7) 災害対策本部の設置場所	14
(8) 災害対策本部の退避先	
8. 市民の避難	15
(1) 住民避難の基本的な考え方	
(2) 住民避難の流れ	
(3) 避難先等の確保、周知	16
(4) 避難手段及び避難ルート等	17
(5) 園児、児童及び生徒等への対応	18
(6) 外国人への対応	
(7) 一時滞在者（観光客等）への対応	
(8) 安定ヨウ素剤の配布及び服用	19
(9) 市民バス等の乗客への対応	
(10) 避難完了の確認等	
(11) 避難が長期化した場合の対応	
(12) 指定避難先以外に避難した市民の把握	
(13) 避難行動等の事前周知について	20

9. 避難行動要支援者の避難	22
(1) 避難の流れ	
(2) 避難先の確保及び周知	23
(3) 避難手段及び避難ルート等	
(4) 各施設別の避難計画の策定	
(5) 在宅避難行動要支援者等の支援等	24
(6) 避難先での避難住民の登録	
(7) 避難が長期化した場合の対応	
10. 避難住民の支援体制	25
(1) 避難所（一般避難住民用）の開設	
(2) 広域福祉避難所（避難行動要支援者用）の開設	
11. 避難所の運営について	27
(1) 広域避難所	
(2) 広域福祉避難所	28
12. 実効性向上のための取組み	
(1) 国による広域避難の支援体制の強化	
(2) 避難先自治体との連携体制の強化	
(3) 避難計画の住民への周知と住民理解の促進	
13. 原子力災害時の広域避難実施の流れ	29
14. 雲南市における一時集結所	30

1. 計画の位置づけ

平成23年3月11日に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という）で発生した原子力災害を踏まえ、原子力規制委員会は、原子力災害時の避難等に係る専門的・技術的事項について定めた原子力災害対策指針を平成24年10月に策定しました。

この中では、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、その影響の及ぶ可能性がある区域として、概ね5km圏の予防的防護措置を準備する区域（PAZ）と概ね5～30km圏の緊急防護措置を準備する区域（UPZ）を定め、重点的に原子力災害特有の対策を講じることが必要とされています。

併せて、原子力災害時の避難等は、原発から近いPAZ（5km圏）においては、原子力施設の状況（EAL）に応じて放射性物質放出前からあらかじめ避難を行い、UPZ（5～30km圏）では、まず必要に応じて屋内退避を行い、仮に放射性物質が放出された場合は、放出後の放射線量の実測値等（OIL）に基づき、必要な地域は、一週間程度内に一時移転等を行うこととされています。

また、国の防災基本計画の原子力災害対策編も改正され、PAZ及びUPZを管轄を含む地方公共団体は、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、計画の中で広域避難計画をあらかじめ策定することとされました。

これを受け、雲南市では、雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、これに基づき、大規模な原子力災害が発生した場合の市民の広域避難対策を策定するものです。

なお、この計画に定めのない事項については、雲南市地域防災計画等によるものとします。

- 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）：概ね5km圏
- 国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避又は最小化するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone）：原子力施設から概ね5～30km圏
- 国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、確率的影響のリスクを低減するため、緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）に基づき緊急防護措置を準備する区域。緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実にかつ迅速に開始するための判断基準。

原子力施設の深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベルとして次の3つの区分に設定される。

①警戒事態（AL）

その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。

②施設敷地緊急事態（SE）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。

③全面緊急事態（GE）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

● 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベルとして設定される。

[*] 確定的影響

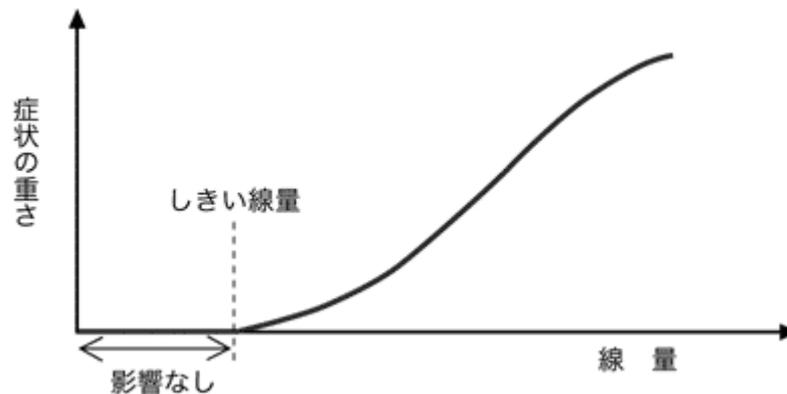
ある一定の放射線量（これをしきい値[*]という）を超える被ばくをした場合にだけ現れ、受けた放射線の量に依存して症状が重くなるような影響。大量の放射線を受けた結果多数の細胞死が起きたことが原因と考えられる。症状の現れ方には個人差があるが、ほぼ同じ程度の線量の放射線を受けた人には、同じような症状が現れます。

確定的影響には、急性の骨髄障害、胎児発生への影響（精神遅延、小頭症）、白内障などが含まれます。

[*] しきい値

一般的にある値以上で影響が現れ、それ以下では影響がない境界の値をしきい値といいます。放射線影響の分野では、皮膚の紅斑、脱毛、不妊など、放射線の確定的影響には、それらの影響が現れる最小の線量が存在する。これをしきい値といいます。

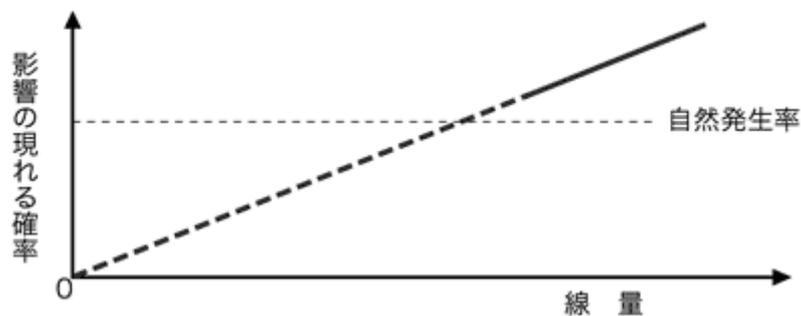
(確定的影響(脱毛・など)の線量と影響の関係)



[*] 確率的影響

放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されています。がんと遺伝性影響が含まれます。放射線によってDNAに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられています。

(確率的影響(がん・白血病など))



(出典：原子力防災基礎用語集 (財)原子力安全技術センター、2011年版)

2. 広域避難計画の策定に係る経過

島根県では、福島第一原子力発電所事故の課題を踏まえ、中国電力(株)島根原子力発電所（以下「島根原子力発電所」という）から30km圏域の4市（松江市、出雲市、安来市、雲南市）とともに、県内市町村及び中国各県・市町村の協力を得て、平成24年11月に30km圏外の避難先や避難ルート、避難方法等を定めた「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定し、関係4市はこの計画を基本としてそれぞれ広域避難計画を策定しました。

島根県では、その後、国において新たな知見を取り入れた原子力災害対策指針が策定されたことなどを受け、広域避難計画を改定しています。

また、令和3年7月30日には、防災基本計画及び原子力災害対策指針等に基づき策定される地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるために設置された島根地域原子力防災協議会において地域全体の避難計画である「緊急時対応」が具体的かつ合理的であることが確認され、さらに、9月7日には、内閣総理大臣を議長とする「原子力防災会議」で了承されました。

この間、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び指針が順次修正及び改定され、県の地域防災計画（原子力災害対策編）についても所要の修正が行われていることから、これらと整合性を図るため、雲南市においても「原子力災害に備えた雲南市広域避難計画」を改定するものです。

3. 計画策定にあたっての基本方針

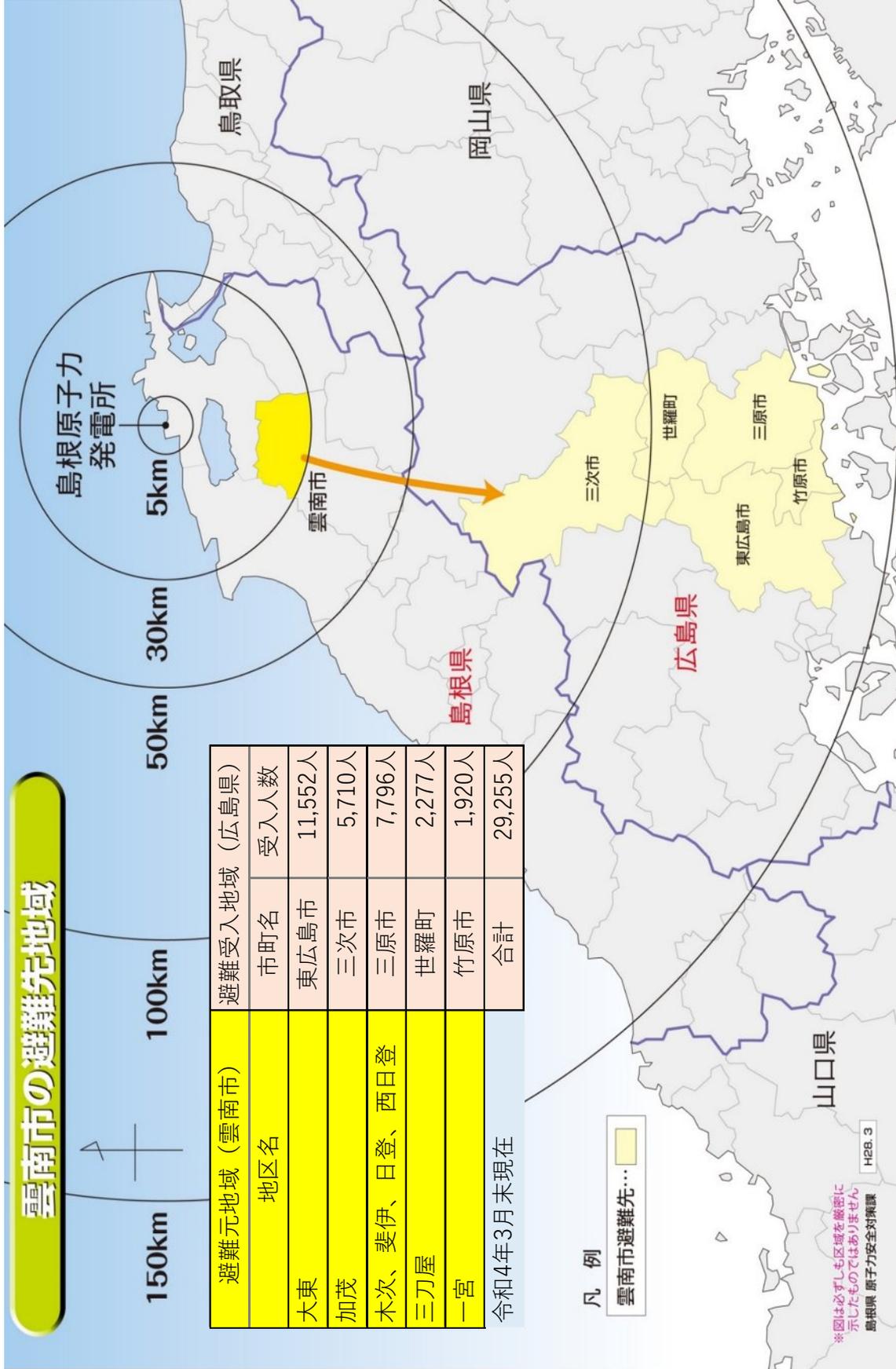
本計画は、雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、国の原子力災害対策指針の改定や、島根県が作成する原子力災害に備えた島根県広域避難計画との整合を図ります。

- 市及び島根県は、避難実施時の混乱を極力回避するため、住民や防災関係者等への情報伝達が確実に行われるような体制を確立し、避難先及び避難ルート等をあらかじめ明示します。
- 放射性物質放出前の屋内退避完了、及び放射性物質放出後に避難指示や一時移転指示が出された場合の円滑な避難の実施を目指すものです。

※ 避難は、その実施状況等により「避難」と「一時移転」の2つに分類されますが、本計画で避難という場合、「一時移転」を含みます。

- 市及び島根県は、避難の実施時に特に配慮が必要である避難行動要支援者（在宅避難行動要支援者、社会福祉施設入所者、病院等入院患者等）の安全かつ迅速な避難体制の確立を図ります。
- 本計画は、原子力災害という特殊な災害の発生を前提とし、受入れ先自治体の理解と協力を得て作成するものであり、地域防災計画（原子力災害対策編）と合わせ、作成時及び改定の都度受入れ自治体に情報提供します。

(2) 避難先地域



5. 防護措置の考え方

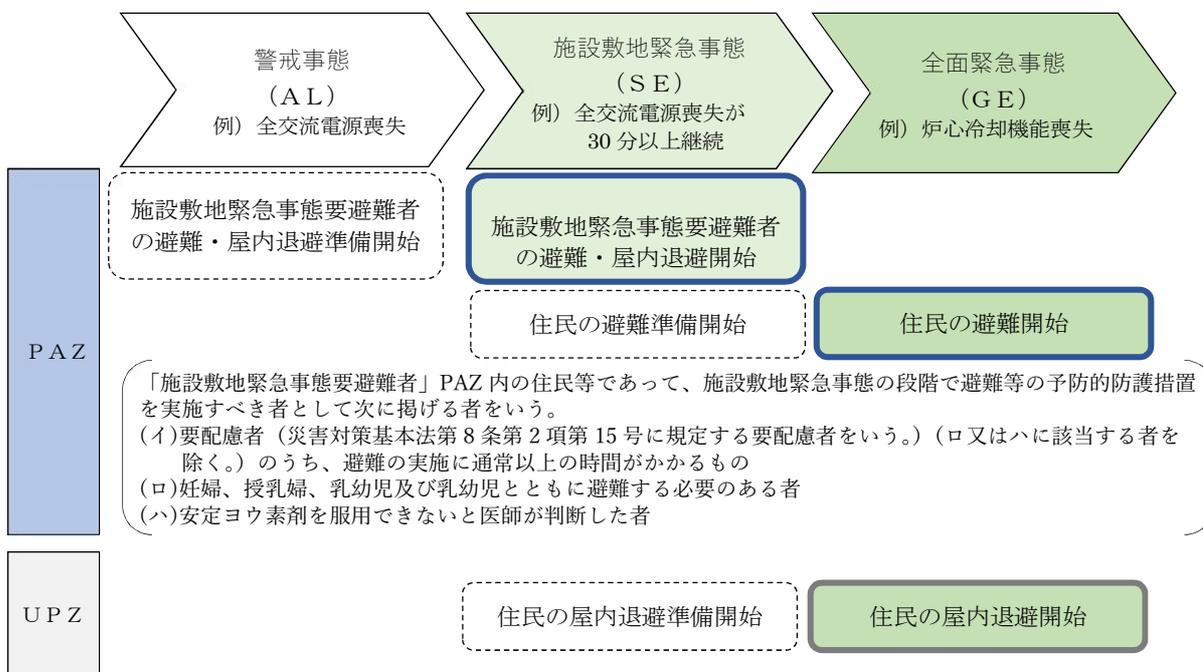
(1) 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の周辺環境への放出前の段階から、発電所の状態等が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のいずれに該当するかに応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとしています。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがあります。

- ・ 情報収集事態
- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として、屋内退避を原則実施するものとします。UPZ外においても、発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施するものとします。



(2) 屋内退避

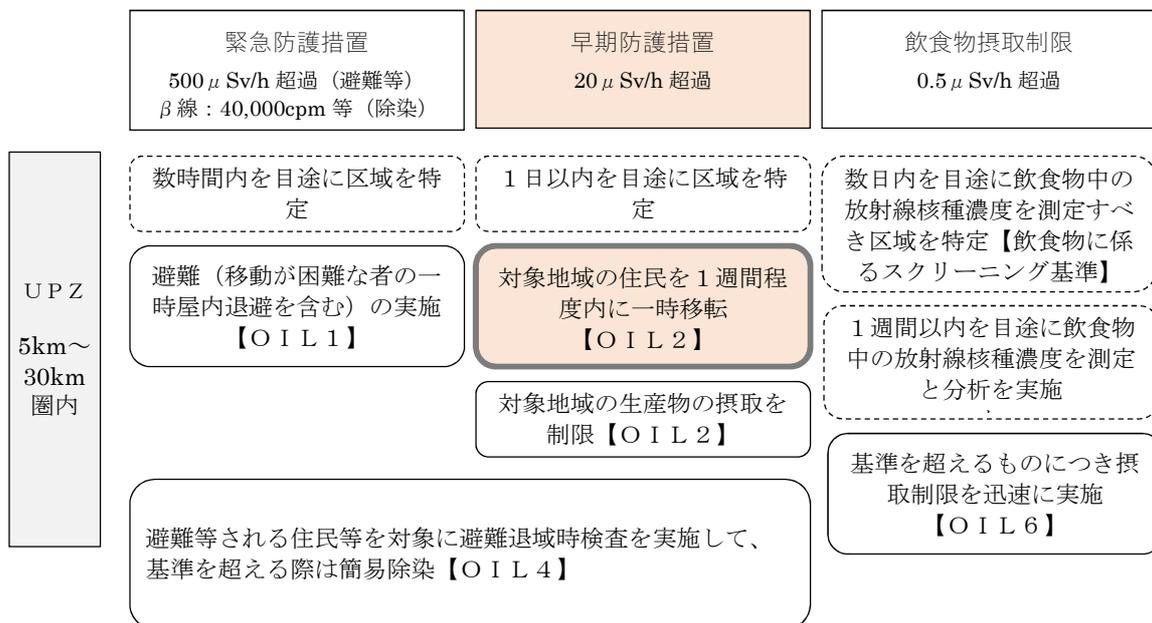
UPZ（5～30km 圏）の住民は、全面緊急事態の段階では、屋内退避を行うこととなっています。

原子力規制委員会は、屋内退避をする理由として、福島第一原子力発電所事故の教訓からブルームが通過する時に屋外で行動するとかえって被ばくが増すおそれがあるためとしています。

また、屋内退避により、吸入による内部被ばくを、木造家屋においては4分の1程度に、気密性の高いコンクリート建屋のような施設においては20分の1程度に抑えることができますとしています。

(3) 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が周辺環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を国と協力し実施するものとします。

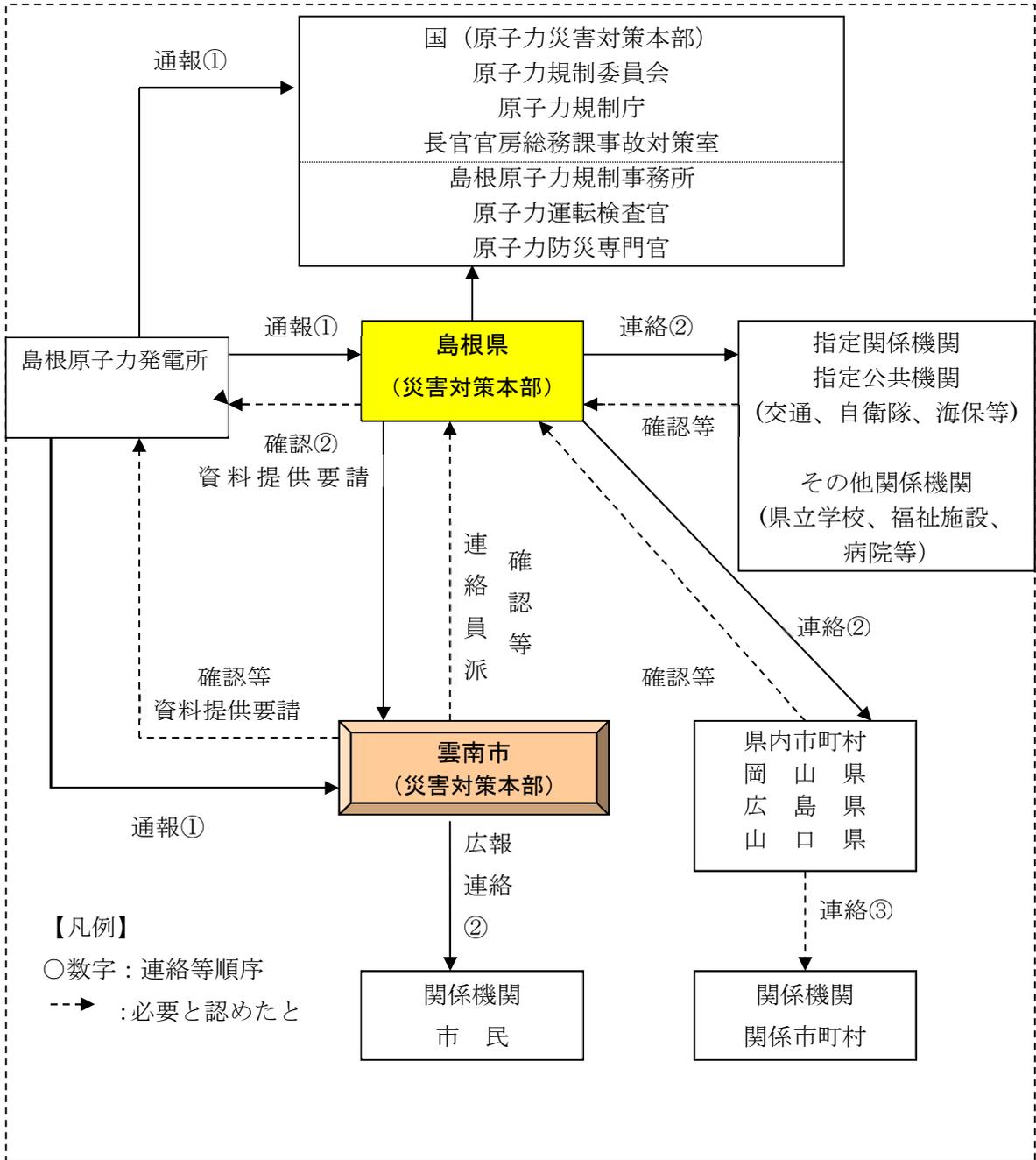


6. 緊急事態発生時等の島根県からの連絡体制

島根原子力発電所に関し、緊急事態区分に該当する事象等が発生した場合には、島根県から事態に応じて次の内容の連絡があります。

主な情報連絡の段階	主な連絡内容
① 環境放射線異常時、発電所異常時 (島根県対策会議設置時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の状況、島根県の対応状況 等
② 警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ P A Z 内の避難に備えた体制、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 等
③ 施設敷地緊急事態 (原災法 1 0 条通報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県災害対策本部設置 ・ 施設敷地緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 施設敷地緊急事態要避難者の避難指示 ・ P A Z 内の避難準備連絡 ・ U P Z 内の屋内退避準備 等
④ 全面緊急事態 (原災法 1 5 条該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全面緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 緊急事態宣言発出 ・ P A Z 内の避難指示 ・ U P Z 内の屋内退避指示 等
⑤ O I L 超過時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難対象地域の避難等指示

情報連絡系統図



7. 雲南市の体制

市は、島根県から島根原子力発電所における緊急事態区分に該当する事象等の発生
の連絡があったときは、地域防災計画に基づき島根原子力発電所の事故等に関する情
報や、避難指示及び避難準備情報の発令等について、住民広報や関係機関に対して情
報連絡を速やかに行います。

(1) 市の広報体制等

- ① 市は、市民、自治会、地域自主組織等に対して、島根原子力発電所の事故等に関す
る情報に関する住民広報を適宜行い、国（オフサイトセンター等）や島根県から避
難指示及び避難準備情報等の発令を指示された場合については、速やかに発令しま
す。
- ② 市は、在宅要援護者や社会福祉施設、学校、幼稚園、保育所、病院などに対して、
必要な情報を確実に伝える体制を整備します。

(2) 広報のタイミング

市は、住民広報については、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理してお
きます。

<住民広報のタイミング>

- ア 緊急事態区分に該当する事象に至った場合（原災法10条事象、原子力緊急事
態宣言等）
- イ 特別の体制（警戒本部、災害対策本部設置等）をとった場合
- ウ 事故や災害の状況に大きな変化があった場合
- エ 住民避難、屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- オ 放射性物質が放出された場合
- カ モニタリングの状況がまとまった場合
- キ その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

<住民広報の内容>

- ア 事故等の状況
- イ 市、関係機関の対応状況
- ウ 避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること
（対象地域、集合場所、避難先、避難ルート、注意事項等）
- エ その他（注意事項等）

(3) 相談窓口の設置

市は、国及び島根県の協力を得て、市民の不安に応えるための住民相談窓口を設置する体制をあらかじめ整えておきます。

(4) 情報連絡、住民広報手段の確保

島根県及び市は、避難及び避難準備等に関する情報が、市民及び関係者に迅速かつ的確に伝わるよう、情報通信体制や住民広報体制の整備を行います。

- ① 島根県及び関係4市は、相互間、島根原子力発電所、国等関係機関との情報連絡を行うための通信連絡体制の整備を行う必要があり、複数手段により通信が確保できる体制とするとともに、万が一に備え市から島根県へ連絡員を派遣する体制を整えます。

島根県へ派遣する職員は、オフサイトセンターが立ち上がるまでの間の初動にかかる連絡に当たります。

- ② 市は、避難及び避難準備等の情報が住民に対して確実に伝わるよう、告知放送、広報車、CATV、安全・安心メール、緊急速報メール等複数手段により住民広報を行う体制を整えます。

(5) 市の災害体制の設置基準

市が、地域防災計画（原子力災害対策編）で定める災害体制の設置基準は、以下のとおりです。広報のタイミングは、それぞれの区分に応じ、緊急事態区分に該当する事象等が発生した場合や、住民避難、屋内退避、避難準備等を指示する場合等、必要な情報を適切な時期に行います。

災害体制の設置基準

区分	体制	設置基準
警戒事態	警戒本部の設置 ・原子力災害関係部・課の所要人員	◇警戒事象発生の通報があったとき ◇島根県対策会議設置時
施設敷地緊急事態	災害対策本部の設置 ・原子力災害関係部・課の所要人員 ・災害応急対策に必要な関係部・課の所要人員	◇特定事象（原災法 10 条）発生の通報があったとき ◇県からモニタリングポストにおいて原災法 10 条に定める基準以上の放射線量が検出された旨の連絡があったとき ◇その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき
全面緊急事態	・応急対策の内容により最大全職員とする	◇内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言（原災法 15 条）が発出されたとき ◇その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき
原子力災害事後対策 (災害復旧体制)	・事後対策の内容により最大全職員とする	◇原子力緊急事態宣言（原災法 15 条）が解除された後

(6) 警戒体制及び災害体制の解除

① 警戒体制の解除は、概ね以下の基準によります。

ア、 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

イ、 災害対策本部が設置されたとき。

② 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によります。

ア、 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ、 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

(7) 災害対策本部の設置場所

雲南市の災害対策本部は、市役所雲南市役所（301会議室）に置く

また、雲南市役所所在地が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれた場合は、下記退避先施設に災害対策本部を移します。

庁舎の業務を行うべき退避先施設

順位	避難先施設名	住所
1	吉田総合センター	雲南市吉田町吉田 1066
2	掛合総合センター	雲南市掛合町掛合 2151-1

(8) 災害対策本部の退避先

市は、市の庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合は、職員の宿舎又は物資の集積場所等、施設の利便性を考慮して定めるものとし、万が一第1順位の施設が立ち退きの勧告又は指示を受け避難できない場合等には、第2順位の施設に退避します。

順位	退避先施設の名称	連絡先
1	吉田総合センター	電 話 0854-74-0211 FAX 0854-74-0047 Eメール yoshida-jichi@city.unnan.shimane.jp
2	掛合総合センター	電 話 0854-62-0300 FAX 0854-62-0310 Eメール kakeya-jichi@city.unnan.shimane.jp

8. 市民の避難

UPZ（5～30km圏）では、まず必要に応じて屋内退避を行い、仮に放射性物質が放出された場合は、放出後の放射線量の実測値に基づき、必要な地域は、一週間程度内に「一時移転」を行うこととされています。

また、放射線量の実測値が高い場合には、一日程度以内に「避難」する場合があります。

市は、国や県から避難や避難準備等に関する情報連絡があり、避難指示や避難準備情報等を発令する場合は、対象地区に対して速やかに住民広報を行い、住民避難を実施します。

(1) 住民避難の基本的な考え方

- ① 避難は、多くの市民が自家用車により避難することを想定しています。

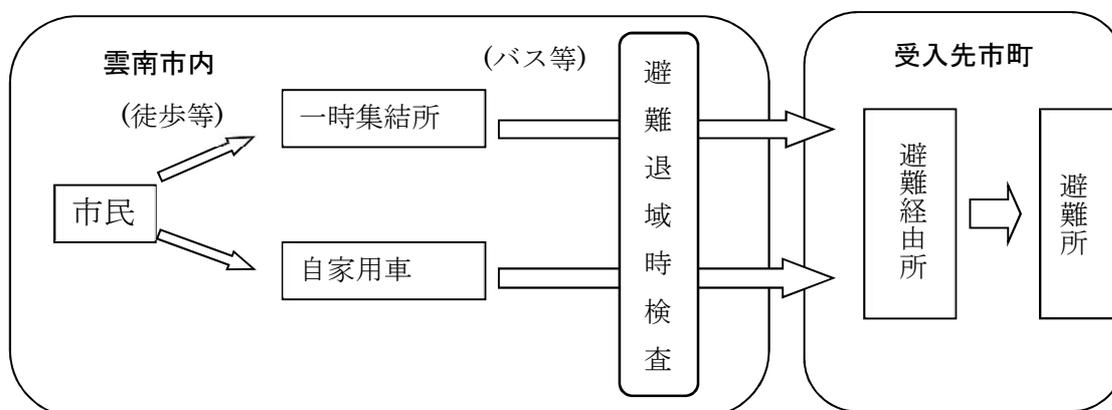
自家用車避難が困難な市民については、市が設置する一時集結所等からのバス等公共的手段による集団避難を行います。

- ② 自治会及び自主防災組織等は、一時集結所への移動又は広域避難に際しては、避難行動要支援者の避難支援に配慮し、コミュニティの相互扶助、助け合いによってスムーズに避難行動ができるよう心がけてもらいます。
- ③ 自主防災組織等は、広域避難に際しては自家用車避難が主になると想定されることから、避難行動要支援者の避難に当たっては可能な限り乗り合わせによる避難に心がけてもらいます。

(2) 住民避難の流れ

- ① 市は、島根県又は原子力発電所から島根原子力発電所における事故等の状況や避難準備情報の連絡があったときは、音声告知放送、ケーブルテレビ（夢ネット）、安全・安心メール、緊急速報メール、防災無線、広報車、報道機関等による住民広報を通じて市民へ適切に周知します。
- ② 避難準備情報が連絡された段階で自宅へ帰宅し、自宅からの避難を原則とします。
- ③ UPZ（5～30km圏）外においては、UPZ（5～30km圏）と同様に、事態の進展等によっては屋内退避を行う必要が出てきます。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を実施することとしています。

避難の流れ



(3) 避難先等の確保、周知

- ① 避難時の混乱を避け、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うため、一定の地域単位で避難ができるよう、市は島根県と連携し、受入れ自治体の協力を得て、あらかじめ避難先（避難所等）を選定しているほか、一時集結所、避難ルート等を定めています。

一時集結所選定の基準

- ア 通信連絡手段が確保できること
- イ 緊急時に開設が可能であること
- ウ コンクリート造が望ましい
- エ 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- オ 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- カ バス等大型車両が付近まで侵入可能であること等

- ② 市及び島根県は、避難先自治体が段階的な避難所の開設や避難所への誘導を円滑に行えるよう、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ避難先市町村内に避難住民が一旦立ち寄る「避難経由所」を選定しており、ここから順次開設される避難所へ誘導することとしています。
- ③ 原子力災害発生時において、避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、市は、島根県を通じて、あらかじめ定めてある受入れ自治体と避難受け入れについての調整を行います。また、市は避難を実施する段階で避難先及び避難ルート等を含む避難に関する住民広報を行います。
- ④ 受入れ先自治体が自然災害等による被災等により受入れが困難な場合は、島根県が

国と連携して、あらためて他の自治体等と避難住民の受入れの調整を行います。

(4) 避難手段及び避難ルート等

① 避難手段の確保

- ア、 自家用車で避難する場合は、避難行動要支援者の避難支援に配慮すること及び渋滞を避けるため、自治会及び自主防災組織等において可能な限り乗り合わせて避難することを原則とします。
- イ、 自家用車避難が困難な市民は一時集結所から、やむを得ず学校等から避難する場合の園児、児童及び生徒等については、学校等からのバス等の避難手段による集団避難を行います。
- ウ、 一時集結所からバス等を使用して避難する場合は、女児、女性、乳幼児及び妊産婦、その他の避難行動要支援者等に配慮し、幼児を除いて男女それぞれ別に避難できるよう努めます。
- エ、 鉄道等での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用します。
- オ、 バス等の避難手段については、島根県が、国、関係機関の協力を得て、市と連携しながら確保し、一時集結所等必要な箇所へ手配します。
- カ、 島根県は、バス等での避難が困難な場合や、確保台数が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行います。

② 一時集結所の運営

- ア、 市は、あらかじめ一時集結所に市職員を配置し、開設責任者、開設手順、要員、連絡先等定めます。
- イ、 一時集結所で行う事務は、市災害対策本部との連絡、避難者名簿の作成、乗車人員の振り分け、バス乗車の誘導等とします。

③ 避難ルートの設定

- ア、 避難先を踏まえ、島根県及び市は地区ごとにあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定しています。
- イ、 避難の実施が見込まれる段階で、島根県及び市は、原子力災害や事故の状況、交通渋滞の状況や避難先の決定状況等を踏まえて、島根県警本部等関係者とあらかじめ定めてある避難ルートを基本に再調整を行い、避難ルートを決定します。

④ 避難誘導・交通規制体制の整備

- ア、 島根県警察本部は、避難を円滑に実施するため、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における避難誘導・交通規制体制を整

えておきます。

- イ、 島根県警察本部は、避難誘導・交通規制体制の整備と併せ、緊急交通路の確保についてもあらかじめ検討しておきます。
- ウ、 島根県警察本部は、広域避難実施時には災害状況や避難ルートの設定状況を踏まえて、あらかじめ定めてある避難誘導・交通規制体制を基本に、必要に応じて再調整を行い、避難住民の避難誘導・交通規制を実施します。

⑤ 避難退域時検査体制の整備

- ア、 放射性物質放出後に一時移転等の指示が出された場合、住民等の汚染状況を確認するため、国の指示を受け、島根県が、避難退域時検査及び簡易除染を実施します。
- イ、 島根県では、国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を踏まえ「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」を策定し、候補地や検査手順等を定めています。
- ウ、 市は、避難退域時検査が必要であることを、事前に市民に対し周知します。

⑥ 避難住民の支援体制の整備

島根県は、避難時における、食料・飲料水、給油、救護、トイレ等の住民支援が円滑に実施できるよう、避難ルート沿線での支援ポイントの設定や物資の集積・支援などの体制について、国や関係する自治体と連携して検討を進めます。その際には、高齢者や女性への配慮に留意します。

(5) 園児、児童及び生徒等への対応

- ① 概ね5～30km圏（UPZ）地域で避難が指示された場合は、自宅から避難を行うことを原則とします。
- ② 各学校等では、島根県が示した「学校危機管理の手引き」を参考に、災害時に適切に対応できるようマニュアルを策定しています。
- ③ 具体的な対応については、警戒事態以降の段階で、事故の状況や各学校等の周辺状況を踏まえた、島根県及び関係4市が開催する対策会議等の協議に基づき、園児、児童、生徒等の保護者への引き渡しや避難について、県教育委員会又は市教育委員会から指示されます。

また、県又は市の担当部局からは情報提供を各学校等に対して行います。

(6) 外国人への対応

- ① 島根県及び市は、外国人に対して島根原子力発電所での事故の状況、避難指示及び避難準備情報等の情報が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行います。
- ② この場合、民間国際交流団体等と連携しやさしい日本語や外国語による情報提供に

努めます。

(7) 一時滞在者（観光客等）への対応

- ① 島根県及び市は、観光客等一時滞在者に対して、島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、報道機関などを通じるほか観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うとともに自家用車等による早期帰宅を求めていることとしています。
- ② また、屋内退避指示が出されるまでに移動手段が確保できず、帰宅等ができなかった場合には、最寄りの公共施設や宿泊施設等で屋内退避を行うこととしています。
- ③ 屋内退避後は、一時移転等が指示された場合、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難し、避難先から公共交通機関等により帰宅することとしています。

(8) 安定ヨウ素剤の配布及び服用

- ① 市民は、原子力発電所の状況や放射性物質の放出による環境の放射線量の上昇等に応じて避難等の防護措置が行う際に、国若しくは島根県、雲南市の指示のもと、事前に配布を受けている安定ヨウ素剤若しくは一時集結所等において緊急時配布を受けた安定ヨウ素剤を服用します。
- ② 安定ヨウ素剤の緊急配布場所は地区内に開設する一時集結所とし、市は施設敷地緊急事態と判断された時点から要員の配置等、配布体制を整えます。
- ③ 緊急事態における安定ヨウ素剤の緊急配布は迅速に行う必要があるため、市は、必ず国等の指示に従って服用することを口頭で伝えるとともに、放射性ヨウ素の内部被ばく対策のみ効果があること、服用量の遵守、副作用が起こった場合の対処方法、服用不適切者の条件など、服用にあたっての注意事項をわかりやすく示した説明用紙を配布し周知します。

(9) 市民バス等の乗客への対応

- ① 市は、市民バス等の乗客に対する警戒、避難等の情報伝達を委託業者に対して行い、車内放送、ラジオ放送、緊急速報メール等により情報を伝達します。
- ② 市民は、不要不急な外出の場合の取りやめのほか、可能な限り早急に帰宅し報道機関、市等からの情報収集に努めます。

(10) 避難完了の確認等

- ① 市民の避難完了の確認は、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が班編成し、個別に訪問して行います。
- ② 避難を拒否する市民に対しては、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が定期的に訪問し避難を促します。

(11) 避難が長期化した場合の対応

- ① 避難が長期化すると見込まれる場合、国、島根県及び市が連携して賃貸住宅や仮設

住宅等へ、できるだけ早期に移転できるよう努めます。

- ② 国、島根県及び市は連携して早期に調整を進め、避難後概ね6ヶ月以内に移転を完了させるものとします。

(12) 指定避難先以外に避難した市民の把握

- ① 避難指示又は避難準備情報が発令された段階で、市外の親戚、知人宅等へ自主避難する市民が発生することが想定されることから、市は指定避難先以外に避難した市民の把握に努めます。
- ② 市は、指定避難先以外に避難した市民の把握のため、あらかじめ災害対策本部の連絡先、退避先について周知します。
- ③ 市は、個人でそれぞれ避難先を確保し指定避難先以外に避難する住民が少なからず発生することを想定し、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、指定避難先以外に避難する住民の把握に努めます。

(13) 避難行動等の事前周知について

市は、原子力災害発生時において、避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階に応じた市民がとるべき行動、又は準備のための指針等についてあらかじめ周知します。あらかじめ周知しておく事項は、次のとおりです。

- 1) 原子力発電所において重大なトラブル又は警戒事態が発生したとき
 - ① テレビ、ラジオからの正確な情報を得るよう注意し、デマ情報に惑わされないこと
 - ② 告知放送、安全・安心メール、緊急広報メール、夢ネット及び文字放送、インターネット等の情報に注意すること
 - ③ 個別の電話での問い合わせは控えること
 - ④ その他必要な事項
- 2) 屋内退避・避難準備情報又は屋内退避が指示されたとき
 - ① 住宅等への屋内退避
 - ア、自宅、職場、最寄りの公共施設への屋内に退避すること
 - イ、避難に備え、帰宅、避難の準備に関すること
 - ウ、退避及び退避後の行動に関すること
 - エ、退避に当たっての注意事項に関すること
 - オ、その他必要な事項
 - ② 避難行動要支援者の確認等

- 3) 避難又は一時移転を指示されたとき
 - ① 避難方法等
 - ア、 避難方法指示にしたがい、自家用車での避難又は一時集結所へ移動すること
 - イ、 避難先及び避難ルートに関すること
 - ウ、 避難に当たっての注意事項に関すること
 - エ、 その他必要な事項
 - ② 避難行動要支援者の避難支援
 - ③ 安定ヨウ素剤の服用
 - ア、 安定ヨウ素剤の配布の方法等に関すること
 - イ、 指示による安定ヨウ素剤の服用に関すること
 - ④ 避難先での住民の把握
- 4) 原子力災害発生に対する事前の備え
 - ア、 事前の準備物資等に関すること
 - イ、 避難行動要支援者の避難支援対策に関すること
 - ウ、 避難所の運営に関すること
 - エ、 その他必要な事項

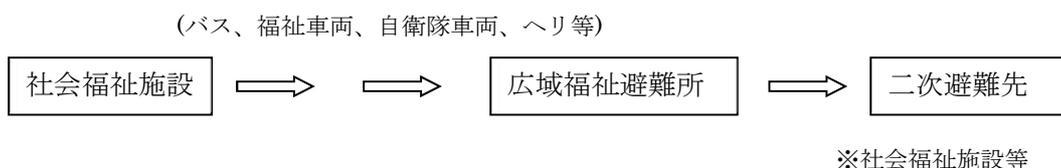
9. 避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者の避難については、特段の配慮が必要であることから、社会福祉施設入所者及び在宅避難行動要支援者は広域福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所等）へ避難を行うこととし、病院等入院患者は、直接病院へ避難を行うものとします。

なお、避難行動要支援者の避難は、避難に伴うリスクを軽減するため十分な準備が必要であり、受入先や避難手段の確保など避難準備を早期段階から行い迅速な避難を実施するが、準備が整うまでは屋内退避を行います。

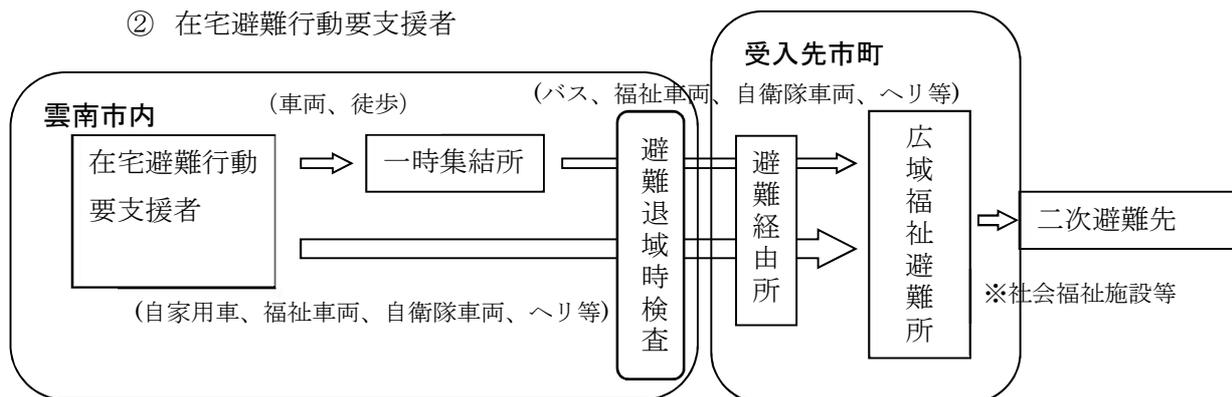
(1) 避難の流れ

① 社会福祉施設

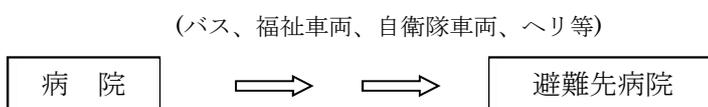


※ 社会福祉施設通所者については、時間的に余裕の無い場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行います。

② 在宅避難行動要支援者



③ 病院等入院患者



(2) 避難先の確保及び周知

- ① 市は島根県と連携し、受入れ自治体の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設入所者及び在宅避難行動要支援者の避難先（広域福祉避難所等）を定め、避難ルートと併せて社会福祉施設等に周知しておきます。
- ② 原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、島根県及び市は、あらかじめ定めてある避難先となる受入れ自治体へ避難受け入れについて要請し、避難準備を整えます。避難を実施する段階で、市は該当施設へ避難先及び避難ルート等を連絡するものとします。
- ③ 島根県及び、原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、あらかじめ定めた調整方法により入院患者の状態に応じた受入れ先医療機関を調整し、避難手段及び避難時の支援要員等を調整したうえで、該当病院等へその状況を連絡します。
- ④ 連絡を受けた病院等は、受入れ先の医療機関と個別に受入れ調整を行い、速やかに避難を行う体制を整え実施します。

(3) 避難手段及び避難ルート等

- ① バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる車両等の避難手段のほかは、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所、各施設、病院等必要な箇所へ手配します。
- ② 島根県は、自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等関係者等とあらかじめ協議し、避難行動要支援者の避難手段確保の手順、体制を整えます。
- ③ 避難ルートは、基本的に一般住民避難の場合のルートと同様としますが、ヘリコプターで搬送する場合を想定し、あらかじめ使用できるヘリポートを確認しておきます。

(4) 各施設別の避難計画の策定

- ① 社会福祉施設、病院等は、あらかじめ原子力災害発災時の対応を定めた避難計画を策定することになっています。
- ② このため、島根県では、病院・有床診療所や入所社会福祉施設、教育施設・保育所において、原子力災害時に安全に避難等を行うためにあらかじめ対応すべき事項をまとめたガイドラインを作成し、各施設へ提示しています。

(5) 在宅避難行動要支援者等の支援等

- ① 市は島根県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅避難行動要支援者等への情報伝達、支援等の方法をあらかじめ定めておきます。
- ② 特に、原子力災害の特性に鑑み、妊産婦、乳幼児及びその保護者への情報伝達、支援等の方法について、十分留意します。

(6) 避難先での避難住民の登録

市は、避難所に派遣した職員並びに受入れ自治体及び施設管理者の協力を得て、避難所ごとに自治会及び地域主組織等と協力して被災地住民登録表により登録を行います。

(7) 避難が長期化した場合の対応

- ① 避難が長期化すると見込まれる場合は、国、島根県は市、社会福祉施設等と連携をとりながら早期に調整を進め、重度の要援護者は概ね1ヶ月以内、それ以外は概ね6ヶ月以内に社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅等に移転できるようにします。
- ② 島根県は、移転先が広範囲に及ぶことが想定されることから、国が中心となった支援体制の構築を働きかけます。

10. 避難住民の支援体制

市は、国や、島根県及び避難先自治体等と連携し、避難先地域での避難の受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整えるものとします。

(1) 避難所（一般避難住民用）の開設

① 避難所の開設

- ア、 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて受入れ自治体側が行うものとします。
- イ、 避難開始当初においては、市及び島根県は住民の送り出しを最優先とする必要から、避難所、避難経由所の開設・管理、避難誘導など避難住民の受入業務については、受入れ自治体側が対応するものとします。
- ウ、 受入れ自治体は、避難経由所の開設を最優先に進め、順次、必要な避難所を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導するものとします。
- エ、 市及び島根県は、できるだけ早期に各避難所等へ職員を順次派遣するとともに、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れるものとします。
- オ、 避難所は、できるだけ早期に、避難住民、職員、ボランティア等で地域自主組織等を中心とした自主運営体制へ移行するものとします。
- カ、 受入れ自治体から引き継いだ避難所施設の管理は、避難所の運営体制にかかわらず受入れ自治体側で引き続き行い、市、避難住民及び受入れ自治体と協力して避難所の運営に当たります。

② 避難物資の確保

- ア、 市及び島根県は、避難所への食糧や毛布等の避難物資について、国や関係事業者、受入れ自治体等に要請し確保を図ります。
- イ、 国が中心となり、できるだけ早期に関係機関や他地域から大量の食糧や毛布等の避難物資を迅速かつ円滑に供給する体制を整えます。

(2) 広域福祉避難所（避難行動要支援者用）の開設

① 避難所の開設

- ア、 広域福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて受入れ自治体側が行うものとします。

イ、開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とします。

② 避難行動要支援者のケア

ア、避難行動要支援者のケアについては、原則として在宅避難行動要支援者については家族が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となって行うものとします。

イ、市は、災害発生時において個別計画に該当する者の避難先の速やかな確保が困難となったときは、屋内退避を図りながら島根県及び国と連携して避難先を確保します。

ウ、市は、避難行動要支援者の速やかな避難先の確保が困難となった場合には、必要に応じてUPZ圏外の市内の施設を福祉避難所として活用するものとします。また、同様にUPZ圏外の受入れ可能な市有施設等の利用を図ります。

エ、市及び島根県は、ケア要員の不足が想定されることから、国や受入れ自治体等に要請し、避難先地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員の確保を図ります。

③ 資機材・物資の確保

ア、市及び島根県は、避難行動要支援者の避難に必要な資機材・物資（ベット、医薬品等）について国や関係事業者、受入れ自治体等に要請し確保を図ります。

イ、市及び島根県は、できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や地域から大量の資機材・物資の支援を迅速かつ円滑に供給する体制を整えます。

1 1. 避難所の運営について

(1) 避難所

避難所の運営は、自治会及び地域自主組織等の地域コミュニティを基本とし、市から派遣する職員、ボランティア等と協力し受入れ自治体の施設管理者の協力を得て自主的に運営するものとします。

- ① 市は、受入れ自治体の協力を得て、受入れ自治体毎に庁舎、又は避難所の一部に現地の支援拠点(臨時出張所等)を開設するものとし、派遣された職員は拠点の開設、運営に当たります。
- ② 市は、避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、正確な情報伝達に努めます。
- ③ 避難所の運営は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者等や、男女のニーズの違い、外国人に十分に配慮し、それぞれ協力して運営体制を構築するものとします。また、家庭動物のためのスペースの確保に努めます。
- ④ 避難所の運営体制は、自治会及び地域自主組織等の地域コミュニティの状況を踏まえ、概ね次の例を参考として、それぞれの避難所に応じた体制を整備し、避難所の運営に当たるとともに、良好な生活環境の確保に努めます。

<運営体制の例>

1) 運営会議等

- ・ 施設の管理者を加え、管理者の協力を得て避難所の運営を担います。

2) 運営班等

それぞれの避難所に応じた、概ね次を参考として運営体制を構築します。

- ・ 総務班(運営会議の事務局、各運営班の統括、相談窓口の設置、市等との連絡調整、ボランティアの受け入れ、連携等)
 - ・ 情報班(住民情報の把握、災害、施設管理等の情報収集及び避難者への情報伝達等)
 - ・ 施設班(避難所の衛生管理、避難者の援護施設、救援物資の管理・配分、安全管理等)
 - ・ 給食班(炊き出し、給水、給食等)
 - ・ 救護班(病人の対応、健康相談窓口、医薬品等の管理、保健市との連携等)
- ⑤ 避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、安全の確保、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。

(2) 広域福祉避難所

① 社会福祉施設入所者

社会福祉施設の広域福祉避難所の運営は、受入れ自治体の施設管理者の協力を得てそれぞれ作成した避難計画に基づき施設の運営主体において自主的に運営するものとします。

② 在宅避難行動要支援者

在宅避難行動要支援者の広域福祉避難所の運営は、受入れ自治体の施設管理者の協力を得て、避難者のケアに充分配慮しつつ一般の避難所の運営と同様な運営体制を構築し運営するものとします。

1.2. 実効性向上のための取組み

広域避難計画の実効性をより高めていくためには、国による広域避難の支援体制強化など諸課題の解決が不可欠であり、島根県を通じて国への働きかけなどの対応を積極的に進めていきます。

(1) 国による広域避難の支援体制の強化

- ① 県境を越えて大量の住民が避難するような事態となった場合、避難元及び避難先自治体だけでは十分な支援が行えないため、国や他地域からの人的、物的支援が不可欠であり、避難住民への迅速な支援が行えるよう様々な機会において島根県を通じて国へ働きかけていきます。
- ② 特に、避難行動要支援者等の避難に当たっては、複合災害時など、自衛隊や海上保安庁等のヘリ、船舶、車両等の避難手段やストレッチャーなどの搬送手段の確保、医療・介護要員の確保のほか、避難が長期に及ぶ場合の移転先の確保など国を挙げた支援が必要な状況が想定されることから、島根県を通じて国に対して支援体制の充実化を働きかけていきます。
- ③ 避難等を円滑かつ迅速に実施するため、市の情報通信機器、防護資機材や避難退域時検査で必要となる資機材の確保が必要であり、島根県を通じて国に対して、市が行う各種原子力防災資機材等の確保に対する十分な財政支援を働きかけていきます。

(2) 避難先自治体との連携体制の強化

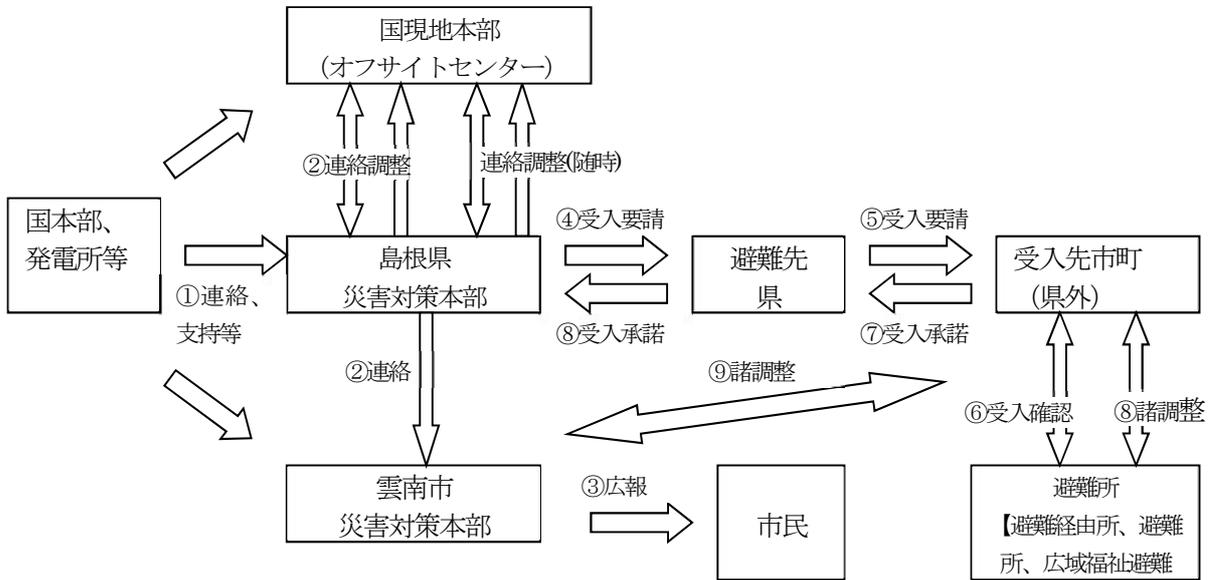
- ① 情報連絡体制、避難所・避難経路所・広域福祉避難所の運営等について、島根県及び市は引き続き避難先自治体と調整を行い、連携体制の強化を図っていきます。

(3) 避難計画の住民への周知と住民理解の促進

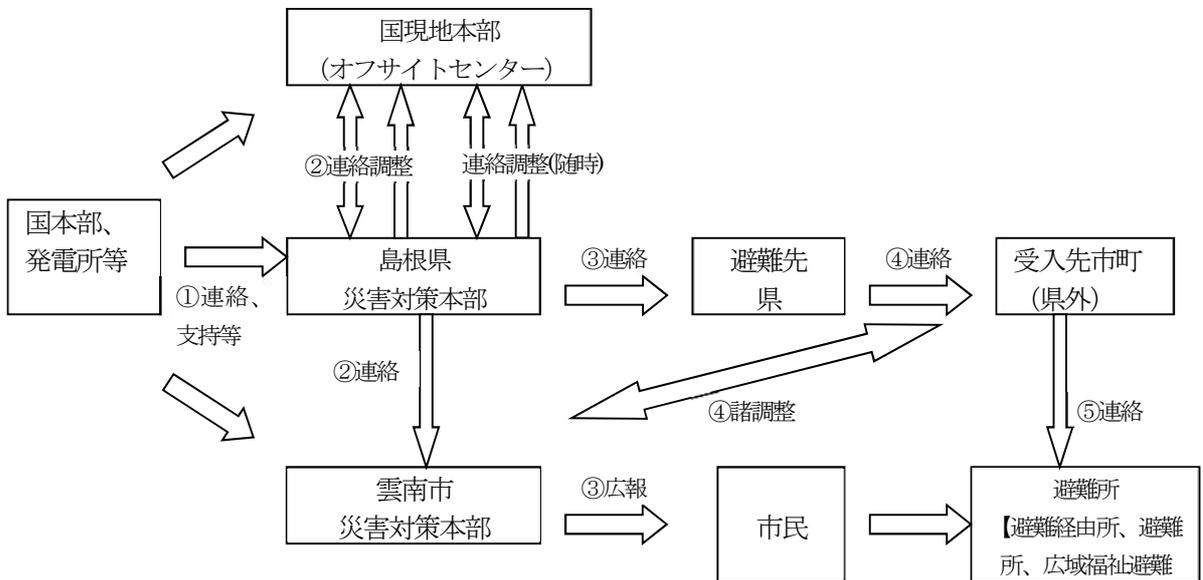
- ① あらかじめ避難先や避難ルート等について住民へ周知するとともに、原子力災害時における行動のあり方、携行すべき物資、留意事項等についても、引き続き周知を行うことが必要であり、災害時における情報伝達手段についても、充実化していく必要があります。

1.3. 原子力災害時の広域避難実施の流れ

(1) 避難準備



(2) 避難指示・避難開始



14. 雲南市における一時集結所

自家用車で避難しない住民の方は、市が定める一時集結所に集合し、バスなどで集団避難していただきます。
一時集結所は、原子力災害発生後の安定ヨウ素剤の緊急配布予定場所としています。

各地区の一時集結所		
大東町	大東公園市民体育館	雲南市大東町大東1094
	大東小学校	雲南市大東町田中43-4
	大東中学校	雲南市大東町養賀967
	大東西小学校	雲南市大東町仁和寺2435
	佐世小学校	雲南市大東町上佐世1394-1
	阿用小学校	雲南市大東町東阿用109
	(旧)久野小学校	雲南市大東町上久野44-1
	海潮中学校	雲南市大東町南村268
加茂町	加茂文化ホール「ラメール」	雲南市加茂町宇治303
	加茂中学校	雲南市加茂町神原1262
	加茂小学校	雲南市加茂町加茂中1031
木次町	木次小学校	雲南市木次町木次1001-1
	木次経済文化会館「チェリヴァホール」	雲南市木次町里方55
	木次体育館	雲南市木次町新市409
	下熊谷交流センター	雲南市木次町下熊谷1096-1
	斐伊小学校	雲南市木次町里方1064
	斐伊体育館	雲南市木次町里方917
	寺領小学校	雲南市木次町寺領612
	西日登小学校	雲南市木次町西日登985
三刀屋町	三刀屋中学校	雲南市三刀屋町三刀屋394
	三刀屋文化体育館「アスパル」	雲南市三刀屋町古城1-1